○農林水産省告示第千六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年七月十七日農林水産省告示第千二十九号、昭和五十六年九月十七日農林水産省告示第千三百八十三号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十一年二月二十四日農林水産省告示第三百二十二号（二に係るものに限る。）、平成十一年三月三日農林水産省告示第三百四十八号、平成十一年三月三日農林水産省告示第三百四十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷一一九五、一二〇一の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年八月十七日農林水産省告示第千二百二十九号、平成十年八月二十一日農林水産省告示第千二百八十四号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年八月二十一日農林水産省告示第千二百八十五号、平成十年八月二十一日農林水産省告示第千二百八十七号、平成十年八月二十七日農林水産省告示第千三百四十号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

島根県鹿足郡吉賀町柿木村**椛**谷六四一の二、六四一の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百二十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月二日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十一月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
407188	奥原　浩
407190	天野　宏直
407192	久保　元
407194	朝川　哲昭
407196	阿部　浩之
407198	石川　輝夫
407200	井上　敏昭
407202	梅澤　史明
407204	岡田　裕
407206	加藤　匡光
407208	神田　誠司
407210	木戸　英之
407212	小林　史泰
407214	白川　裕之
407216	高東　浩昭
407218	筒井　厚
407220	富田　晋也
407222	平島　輝之
407224	水沼孝太郎
407226	三宅　秀和
407228	山崎　淳
407230	吉井　明之
407232	赤司　洋平
407234	安部　陽介
407236	岩崎圭之輔
407238	内山　哲夫
407240	小倉　直樹
407242	河村　慶吾
407188	山本　恭史
407189	若島　浩文
407191	友田　淳一
407193	淺野　孝昌
407195	池田　至郎
407197	稲森　之大
407199	上田　未来
407201	大桃　洋一
407203	片山　行男
407205	金井　清秀
407207	北村　直之
407209	後藤　孝浩
407211	澤村　信夫
407213	鈴木　俊彦
407215	田中　孝弘
407217	鶴田　誠一
407219	中原　功嗣
407221	藤田　千秋
407223	宮﨑　泰輔
407225	毛利　正史
407227	山元　理
407229	吉川　直孝
407231	浅香　敬一
407233	井上　治
407235	伊藤　大
407237	大能　優介
407239	海見　正樹
407241	木村　敢治
407243	